２　法第二十条第二項の主務省令で定める帳簿書類は、前項第一号及び第二号に掲げる書類とする。

３　法第二十条の規定により前二項の帳簿書類を育成就労を行わせる事業所に備えて置かなければならない期間は、育成就労実施者の行わせている育成就労の終了日から起算して一年間とする。

（実施状況報告）

第四十条　法第二十一条第一項の育成就労の実施の状況に関する報告書は、育成就労事業年度ごとに、別記様式第十四号により、育成就労の実施状況を記載し、翌育成就労事業年度の五月三十一日までに提出するものとする。

２　監理型育成就労実施者が前項の報告書を作成するときは、当該報告書は、監理支援を受ける監理支援機関の指導に基づいて作成しなければならない。

第二節　監理支援機関

（許可の申請）

第四十一条　法第二十三条第二項の規定による申請は、別記様式第十五号による申請書の正本一部を提出して行わなければならない。

（申請書の記載事項）

第四十二条　法第二十三条第二項第六号（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　役員の役職名及び法人番号

二　責任役員（監理支援事業に責任を有する役員をいう。以下同じ。）の氏名

三　外部監査人（外部監査を行う者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称

四　法人の種類

五　監理型育成就労の取扱職種の範囲等

六　取次ぎを受けずに監理型育成就労の申込みを受けようとする場合にあっては、当該監理型育成就労の申込みを受ける方法の概要

七　監理支援事業を開始する予定年月日

八　監理型育成就労外国人からの相談に応じる体制の概要

（申請書の添付書類）

第四十三条　法第二十三条第三項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　法第二十三条第一項の許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）の登記事項証明書、定款又は寄附行為並びに直近の二事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

二　監理支援事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

三　申請者の概要書

四　監理支援事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程の写し

五　監理支援事業を行う事業所ごとの監理支援機関の業務の運営（監理支援費の徴収を含む。）に係る規程の写し

六　申請者が作成した監理型育成就労に係る誓約書

七　申請者の役員の住民票の写し（当該役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員の住民票の写し）及び履歴書

八　監理支援責任者の住民票の写し、履歴書並びに就任承諾書及び監理型育成就労に係る誓約書の写し

九　外部監査人の概要書並びに就任承諾書及び監理型育成就労に係る誓約書の写し

十　外国の送出機関から監理型育成就労の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類

イ　外国の送出機関の概要書

ロ　外国の送出機関が所在する国又は地域において事業を行うことを証する書類

ハ　申請者と外国の送出機関との間に締結された申請者が当該外国の送出機関から監理型育成就労の申込みの取次ぎを受けることに係る契約の契約書の写し

ニ　外国の送出機関が監理型育成就労外国人及び監理支援機関から徴収する費用の算出基準を記載した書類

ホ　外国の送出機関の監理型育成就労に係る誓約書

ヘ　第二十条第一号に規定する推薦を受けたことを明らかにする推薦状その他の推薦をした国又は地域の公的機関の作成に係る書類

十一　育成就労計画の作成の指導に従事する者の履歴書

十二　船員（船員職業安定法第六条第一項に規定する船員をいう。）である監理型育成就労外国人に係る監理型育成就労の監理支援を行う場合にあっては、同法第三十四条第一項の許可を受けていることを証する書面

十三　その他必要な書類

２　法第二十三条第三項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）の事業計画書は、別記様式第十六号によるものとする。

（本邦の営利を目的としない法人）

第四十四条　法第二十五条第一項第一号の主務省令で定める法人は、次のとおりとする。

一　商工会議所（監理支援を行う監理型育成就労実施者が当該商工会議所の会員である場合に限る。）

二　商工会（監理支援を行う監理型育成就労実施者が当該商工会の会員である場合に限る。）

三　中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体をいう。）（監理支援を行う監理型育成就労実施者が当該中小企業団体の組合員又は会員である場合に限る。）

四　職業訓練法人

五　農業協同組合（監理支援を行う監理型育成就労実施者が当該農業協同組合の組合員であって農業を営む場合に限る。）

六　漁業協同組合（監理支援を行う監理型育成就労実施者が当該漁業協同組合の組合員であって漁業を営む場合に限る。）

七　公益社団法人

八　公益財団法人

九　前各号に掲げる法人以外の法人であって、監理支援事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの

２　前項の規定にかかわらず、育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係る監理型育成就労に係る監理支援を行う場合における法第二十五条第一項第一号の主務省令で定める法人は、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める法人とする。

（監理支援事業を遂行する能力）

第四十五条　法第二十五条第一項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　監理支援を行う監理型育成就労実施者の数が二以上であるか、又は二以上となることが見込まれること。

二　申請者の常勤の役員又は職員（監理支援の実務に従事する者に限る。）の数が次のいずれにも該当すること。

イ　監理支援を行う監理型育成就労実施者の数を八で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を超えていること。

ロ　監理支援を受ける監理型育成就労の対象となっている監理型育成就労外国人の数を四十で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を超えていること。